

日本肘関節学会 学術研究プロジェクトに関する内規

(目的)

第1条

このプロジェクトの目的は、学会が主導し、より高いエビデンスが得られる肘関節疾患・外傷に関する研究を施行し、日本肘関節学会（以下「本学会」）の発展に寄与することである。

(テーマ決定)

第2条

本学会は学術委員会においてテーマを選定し、理事会の承認を受けるものとする。また、学術委員会は会員に対してテーマの公募を行い、意見を募ることができる。なお、特別にテーマを定めない場合もある。

(募集内容)

第3条

一般研究、若手研究を募集する。採択課題数は、一般研究、若手研究で各1題ずつとする。本プロジェクトに相応しいと思われる応募が無かった場合、受賞者がいない場合もある。40歳未満の応募者は、一般研究と若手研究の両方に応募できる。

(応募資格)

第4条

主たる研究者は本学会会員であることを要する。
一般研究は年齢を問わない。若手研究は40歳未満（応募締め切り時点）とする。
なお、一般研究および若手研究ともに過去に一度受賞した者は同じ研究には応募できない。

(研究内容)

第5条

研究内容により異なるが、社会的な評価に耐えうるレベルを求める。多施設前向き研究などエビデンスレベルの高い研究方法が推奨される。倫理的配慮が十分なされており、所属機関の倫理委員会において承認されていることを要する。

(応募方法)

第6条

指定の研究計画書①および②にて応募する（署名欄以外、手書き不可）。
研究責任者と組織構成、研究目的、対象、方法（具体的かつ詳細に）、予算内容、期待される学術的効果などに関して明確に記載する。
なお、第7条の研究期間を満たした所属機関の倫理委員会の承認書の添付を必須とする。

(研究期間)

第7条

原則として、承認された翌年の1月から3年以内とする。

例（2026年度受賞者：2027年1月から2029年12月まで）

(研究成果の報告・公開)

第8条

研究について、研究成果、収支報告の提出と研究結果の発表・投稿を義務付ける。

研究成果、収支報告は指定の書式にて、毎年1月から12月末日までの活動について、翌年1月末日までに本学会事務局へ提出すること。また、研究成果の学会発表・論文投稿は以下1)、2)の両方とも義務付ける。

- 1) 研究結果は、研究期間最終年の翌年の本学会学術集会までに発表すること。
(例：2026年度受賞者：2030年3月頃に開催される学術集会までに発表)
- 2) 研究結果の報告を研究期間終了後1年以内に、本学会誌あるいは国際雑誌 (impact factorの付与された雑誌が望ましい) へ論文投稿すること。
研究成果の公表にあたっては、必ず、本学会の学術研究プロジェクトで支援を受けたことを明記 (プロジェクトの採択番号を記載) すること。
(例：2026年度受賞者：2030年12月までに論文投稿する)

研究成果、収支報告書の未提出、研究結果 (学会未発表、論文未掲載) が未対応の場合、そのプロジェクトの研究代表者氏名を公表し、その研究代表者には助成金の返還や当分の間研究者在籍施設 (助成金振込医療機関) からのプロジェクト申請を受け付けない等の処分を行う。

学術委員会は、受賞者から申請のあった研究成果・収支報告書を確認し、理事会へ報告する。

(申請書内容、研究成果の変更)

第9条

研究期間中に、研究代表者の異動が発生した場合は、速やかに本学会事務局へ連絡すること。プロジェクト途中での研究代表者の異動後は、助成金を振り込まれた医療機関内で、研究代表者を新たに決めて、以前の研究代表者と連携し責任を持ってプロジェクトを遂行すること。止むを得ない事情で期日までに研究が完了しない場合、学術委員会宛に申請を行い、許可を受けなければならない。

(資金援助)

第10条

本学会として資金援助を行う (一件につき一般研究は50万円、若手研究は30万円)。

助成金の振り込み先は、原則としてプロジェクト採択時に、研究代表者が在籍する医療機関の委任経理金、治験報酬金、およびそれらに相当する口座とする。研究者の個人口座には振り込まない。

残金が発生した場合は、その残金を速やかに本学会へ返金すること。但し、返金時に発生する振込手数料は差し引いてよい。

(助成金の使途)

第11条

助成金は研究目的のために使用し、その範囲内であれば使途を特に制限しない。

通常の設定費、消耗品費、旅費、論文作成費等に使用可能である。また人件費や謝礼等税務処理が発生するものには使用しないこと。予算計画が大きく異なることが明らかとなった場合には、速やかに学会に届け承認を得ること。場合によっては助成金の返還を求められることがある。

(選考方法・基準)

第12条

本学会学術委員会で審査し，理事会の承認を得て決定する．

選考基準：

- 1) 研究テーマが本学会，社会に大きく貢献する内容である
- 2) 研究が具体的かつ実現可能である
- 3) 予想される結果のエビデンスレベルが高いなど

選考結果：

募集年度の第2回理事会後に応募者に通達し，次年度学術集会で公表する．

(審査員の構成)

第13条

本学会学術委員会の委員が審査員を務める．

附記

1. 本内規の変更は理事会の議決により行う．
2. 本内規は2018(平成30)年2月18日から施行する．
3. 本内規は2022(令和4)年2月10日に一部改定する．
4. 本内規は2026(令和8)年3月12日に一部改定する．